

秋田県産品ECサイト活用促進事業 実施要領

この実施要領は、秋田県産品EC活用促進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「商業・サービス事業者等ECサイト活用促進業務委託」（以下「本業務」という。）に係る事業委託者の選定にあたり、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称等

- (1) 業務名 商業・サービス事業者等ECサイト活用促進業務
- (2) 業務の仕様等 別紙の「商業・サービス事業者等ECサイト活用促進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 委託予定期間

契約締結の日から2024年2月29日まで

3 委託業務の契約上限額

10,890,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 実施日程

- (1) 公募開始（実施要領等の公開） 2023年4月10日（月）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 2023年4月17日（月）まで
- (3) 上記質問に対する回答の提示 2023年4月21日（金）
- (4) 企画提案書提出締め切り 2023年5月10日（水）
- (5) 審査による委託者の選定及び結果通知 2023年5月中旬（予定）
- (6) 契約締結 2023年6月上旬（予定）

5 参加者の資格に関する事項

本業務に関し、企画提案できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者とする。

(1) 参加資格の要件

- ア 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経

過しない者の統制の下にある団体でないこと。

エ 本業務の実施について、協議会の要求に応じて速やかに来所し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。

オ 本業務の遂行に際し、関係法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者であること。

(2) 共同企業体による参加

共同企業体（以下「JV」という。）による参加を認める。

JVによる場合は、全ての構成員が5（1）アからオの要件を満たすものとする。

なお、JVの構成員である者は、単独で本企画への提案を不可とする。

6 手続き等に関する事項

(1) 事務局

秋田県産品EC活用促進協議会（秋田商工会議所内）

住 所：〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号

電 話：018（866）6677 FAX：018（862）2101

メールアドレス：shien@akitacci.or.jp

(2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：2023年4月17日（月）まで

イ 受付場所：6（1）に同じ

ウ 提出方法：電子メールに限る。

エ 回答方法：質問及び回答事項を取りまとめの上、秋田商工会議所公式Webサイト（<https://www.akitacci.or.jp/>）に掲載する。

(3) 企画提案書の作成及び提出

企画提案書は、次により提出すること。

ア 企画提案書は仕様書を熟読して作成するとともに、次の事項を必ず記載すること。
なお、記載順序は任意とする。

①本業務に関する基本的な考え方（業務実施の方向性等）

②事業の実施体制

③全体業務スケジュール

④類似業務の実績

イ 企画提案書のサイズ等は、原則としてA4版、頁数は概ね30頁以内とすること。

ウ 企画提案は1案のみ提出可能とする。

エ 本業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税額を含む。）とその積算内訳を記載した見積書を合わせて提出すること。

オ 企画提案書は、事務局宛てデータ送信とする。

カ 提出期限は、2023年5月10日（水）までとする。

キ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

7 委託者の選定方法等に関する事項

(1) 委託者の選定方法

協議会が定める「企画提案審査表」に基づき審査を実施する。

(2) 審査

ア 原則、提案者によるプレゼンテーションを実施の上審査する。なお、書面による審査を行う場合には、別途連絡する。

イ 審査は、協議会において開催する。時期は2023年5月中旬を予定している。

商業・サービス事業者等ECサイト活用促進業務委託仕様書

1 目的

デジタル化の進展やスマートフォンの普及等に加え、コロナ禍による購買行動の変化を受け、国内のEC市場は拡大を続けている一方、県内についてはEC活用が低調であることから、商品開発や人材育成等をとおしてECサイトの活用を促進し、県内事業者の販路拡大に資することを目的とする。

2 業務の委託期間

契約締結の日から2024年2月29日

3 委託業務の内容

(1) 県内事業者ECサイト出店支援

① ECサイト向け商品開発サポート

- ・ 県内の5事業者・5商品程度を対象に、ECサイトでの販売に適した商品の開発（既存商品のブラッシュアップ含む）をサポートすること。
- ・ 対象とする事業者・商品は公募すること。応募条件の策定や事業者の選定方法、最終的な対象事業者の決定については、秋田県産品EC活用促進協議会（以下、「協議会」という。）と協議の上、決定すること。
- ・ サポートの内容は、「EC販売用のパッケージデザインの制作」や「専門家による助言」等を想定しているが、ECサイト活用における県内事業者・商品の課題等を分析の上、効果的と考えられる内容・手法を提案すること。また、事業者の中長期的なEC活用による販路開拓に資する内容とすること。

② 大手ECサイト等への出店サポート

- ・ 3(1)①でサポートする事業者を含む県内15事業者・30商品程度を対象に、ショッピングモール型大手ECサイト等への出店をサポートすること。
- ・ 対象とする事業者・商品は公募すること。応募条件の策定や事業者の選定方法、最終的な対象事業者の決定については、協議会と協議の上、決定すること。
- ・ サポートの内容は、「各商品ページの制作」と、「出店（出品～配送）の各種手続きや注文処理等に関する相談対応」とする。また、事業期間中は、事業者からの相談・問い合わせに随時対応し、丁寧なサポートを行うこと。
- ・ 各事業者が出店するECサイトは、事業者と受託者が相談の上、選定するものとし、受託者は選定にあたっての情報提供やアドバイスを行うこと。
- ・ 出店手続きは、原則各事業者が各々行うものとし、ECサイト運営者へ支払う各種

手数料等の費用は、各事業者が負担するものとする。

- ・商品の出品は、3（1）①の対象商品は概ね2023年12月頃まで、その他の商品は概ね2023年10月頃までに完了するよう事業者をサポートすること。なお、事業者が希望する場合は、事業期間終了後も引き続き出店を継続することを妨げないものとする。

③販売促進プロモーション

- ・②による出品商品の認知拡大や商品購入に繋がる効果的なプロモーションを実施すること。
- ・広告媒体や手法、期間等は、事業効果を最大化するために最適と考えられるものを提案すること。

④分析・効果測定

- ・出店事業者へのアンケートやプロモーション実績の分析により効果測定を実施し、分析結果を報告書に記載すること。

(2) EC活用人材育成プログラムの実施

①支援機関を対象としたセミナーの開催

- ・県内事業者のECサイト活用による販路開拓を支援する体制を整備することを目的に、商工団体や市町村の職員等100名程度を対象にセミナーを開催すること。
- ・セミナーは連続したプログラム構成で複数回開催するものとし、上記目的の達成に必要な基礎知識の習得や、EC販売戦略策定支援等に役立つ効果的なプログラム内容及び開催手法を提案すること。
- ・開催にあたっては、設備等の手配、講師との調整、参加者のとりまとめ等、開催に必要な運営業務の一切を行うこと。なお、参加者の募集は、協議会と連携し実施するものとする。

②分析・効果測定

- ・参加者を対象にアンケートを実施し、効果について分析の上、報告書に記載すること。

4 実績報告等

委託事業を完了したときは、遅滞なく協議会に対して委託業務完了届、実績報告書、収支精算書、その他協議会が指示する資料等を提出すること。

5 その他留意事項

- (1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、協議会と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。
- (3) 受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後にあっても同様とする。ただし、予め協議会の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- (4) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (5) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は協議会に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、協議会との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、協議会と事前協議を行い、調整を図るものとする。